

土地改良補償業務管理者とは

1 土地改良補償業務管理者等とは

土地改良関係事業の用地補償業務に携わる責任ある技術者として、その技術上の事項を管理する専門的応用能力を有すると公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が認定し登録した者です。

(1) 資格の目的

土地改良事業関係の用地補償業務に係わる土地改良補償業務管理者及び土地改良補償業務管理者補の資格を定め登録することにより、用地補償業務を円滑・的確に遂行するとともに、土地改良事業のコスト縮減と品質の確保を図り、もって優良農地の整備・確保を促進し、国民食料の安定供給に寄与することを目的としています。

(2) 創設の経緯

土地改良事業は、地域社会から申請された共同事業として実施されています。このため、受益者は応分の負担が必要です。また、同一地域において国営、県営、団体営等多くの事業が一体的に実施されます。このように他の公共事業とは異なる部分が多く、その用地補償業務についても事業主体や地域社会の要請に適切に対応する必要があります。

このような背景から、土地改良事業の用地補償業務に、発注者と受注者が共通的に対応し業務を円滑かつ効率的に進めるため、平成元年度に土地改良補償業務管理者の制度が発足しました。

2 資格試験

資格試験では、「土地改良事業一般」、「用地補償業務に係る測量、調査その他専門的事項」について評価を行い、合格者に会長から合格証書が交付されます。

- ① 資格試験は、規程に基づき設置された学識経験者等による運営委員会等に意見を求めつつ実施されます。(別添「実施の流れ」参照)
- ② 土地改良補償業務管理者の受験資格は、土地改良事業関係の用地補償業務に7年以上従事した者又は土地改良補償業務管理者補として土地改良事業関係の用地補償業務の実務に2年以上従事した者、また、土地改良補償業務管理者補の受験資格は、土地改良事業関係の用地補償業務に3年以上従事した者となっています。
- ③ 運営委員会が定める合格の評価基準は、各設問の得点が5割以上で、かつ、合計得点が6割以上となっています。

3 登 録

土地改良補償業務管理者及び土地改良補償業務管理者補試験に合格した者は、登録することによって土地改良補償業務管理者等登録名簿に記載され、公益社団法人土地改良測量設計技術協会のホームページで公表されます。

- ① 登録の有効期限は、登録証書が交付された日から5年目の3月31日です。
- ② 資格試験に合格後5年以上経過してから登録する場合は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が指定する研修を受講する必要があります。
- ③ 国又は地方公共団体の職員については、登録を行わなくても合格したことをもって、人事記録・名刺等への使用ができます。

4 登録更新

登録された技術者は、技術の発展・変化に対応した知識・技術力の維持を目的として、有効期限内に指定された研修を受け、有効期限の5年目に登録の更新を行わなければなりません。

- ① 登録更新をするためには、会長が指定する研修に参加したことを証する参加証の写しを添付して申し込む必要があります。
- ② 農業農村工学会技術者継続教育機構に参加している者にあつては、その機構が発行する継続教育記録証明書〔登録更新前5年間で125単位以上〕を添えれば、研修の参加証の写しに代えることができます。
- ③ やむを得ない事由により前項の研修に参加できなかった者にあつては、修了証の写しのかわりに、その理由書等を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得ればこの限りではありません。ただし、この場合の有効期間は1年です。

5 合格者及び登録者数

平成25年度の受験者は257名、そのうち合格者は137名でした。累計では、受験者5,075名、合格者2,804名で、平成26年3月末の登録者は1,634名です。

6 土地改良補償業務管理者の位置づけと活用

登録された「土地改良補償業務管理者」は農林水産省の用地調査等共通仕様書をはじめ、有資格の管理技術者として年々その活用範囲が広まっています。

(1) アグリス「AGRIS」への登録

平成10年度から農林水産省は、「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス」(アグリス「AGRIS」)を運用しています。これは、測量・建設コンサルタント等契約に係る業者の業務実績、技術者の資格、経験等を発注者が検索し、活用するものです。「土地改良補償業務管理者」を積極的に「アグリス」へ資格者として登録し、その業務実績を蓄積することが重要です。

(2) 農林水産省設計業務請負契約書で認定

「地方農政局における建設工事に係る設計等業務の請負契約書の運用について」(平成8年2月23日付け8地第116号大臣官房地方課長通知)により、管理技術者の資格として「土地改良補償業務管理者」が認定されています。

(3) 都道府県の共通仕様書・特別仕様書で認定

平成26年3月末現在、23の道府県において土地改良補償業務管理者が管理技術者等として認定(共通仕様書、特別仕様書等に資格が明記)されています。

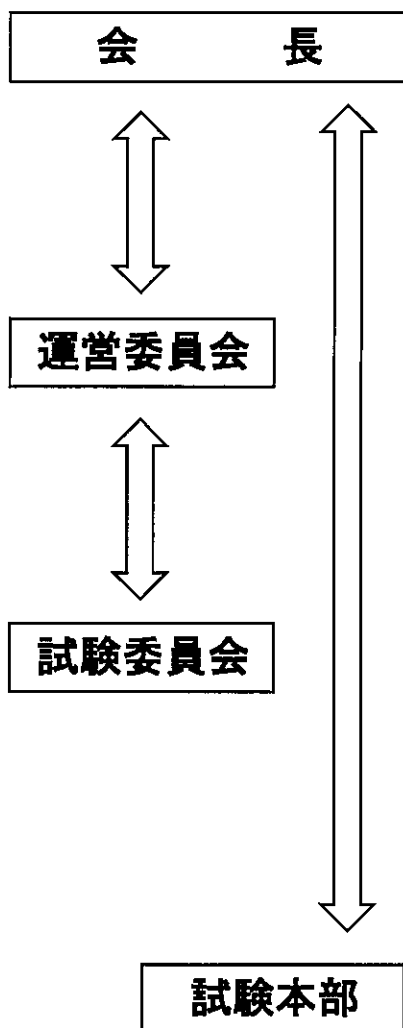
(4) 農林水産省の総合評価落札方式・プロポーザル方式

平成25年度の農林水産省の補償関係コンサルタント業務において、簡易公募型競争入札方式の企業評価、技術者評価の資格要件でA評価に位置づけされています。

(別添)

土地改良補償業務管理者資格試験 実施の流れ

- 根拠規定
- ①(公社)土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程
 - ②(公社)土地改良補償業務管理者運営委員会規則
 - ③(公社)土地改良補償業務管理者資格試験本部設置規則



- ①会長は、実施規程第4条に基づき、運営委員会及び試験委員会を設置し意見を求める。
- ②実施規程第5条第2項に基づき試験本部を設置

- ①運営委員会規則第2条に基づき7名程度の学識経験者で構成
- ②運営及び実施計画、資格試験及び受験資格、合否判定基準、資格登録及び研修について審議し会長に報告
- ③任期は2年

- ①運営委員会規則第6条に基づき5名程度の学識経験者で構成
- ②問題の作成、試験の立会い、答案の採点、合格者の内定を行い運営委員長に報告
- ③任期は2年

- ①会長は、試験本部設置規則第5条に基づき試験本部の本部長、試験監督員、試験立会人及び試験支部の支部長、試験監督員、試験立会者を委嘱
- ②任期は1年